

各指定就労移行支援事業所 管理者 様  
各指定就労継続支援 A 型事業所管理者 様  
各指定就労継続支援 B 型事業所管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援、就労継続支援 (A 型、B 型)  
における在宅でのサービス利用の取扱い等について

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市においても、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生が確認されましたが、各事業所の皆様には、新型コロナウイルスについて、正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、なお一層の感染拡大防止に向け取り組んでいただいているところと存じます。

このような状況において、障害者の就労の維持にあたっては、事業者や障害者本人の取組みに加え、感染拡大に最大限留意した在宅でのサービス利用等の支援も必要となります。

つきましては、感染拡大防止の観点から、就労移行支援及び就労継続支援事業所が在宅でのサービス利用を実施する場合の取扱いについては、次のとおりといたしますので、ご留意いただくようお願いいたします。

なお、本取扱いについては、当面の間、適用することとしますが、今後の国の情勢等を踏まえ、変更等あった場合には、随時通知にてお知らせいたします。

- 1 「就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A 型、B 型) における留意事項について」(平成 19 年 4 月 2 日付け障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。)の 5 の (3) における「通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者」については、障害特性によらず、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通所を控える場合なども対象とします。
- 2 留意事項通知の 5 の (3) において、報酬算定の要件として示されているアからキまでの項目のうち、アからエまでを要件として適用し、オからキまでは適用除外とします。
- 3 在宅利用を開始するにあたり、別に定める届出書及び報告書を障害者支援課に提出することで、本来の支給決定手続きを省略できるものとします。

※届出書等の様式は、本市ホームページに掲載しています。(ホームページ番号：1027720)

また、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に対する問い合わせ窓口及び生活に不安を感じておられる市民の皆様を支援するための相談窓口については、本市ホームページ上に掲載しておりますので、ご参照ください。

【新型コロナウイルス感染症に関連する情報】(ホームページ番号：1027184)

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1027184/index.html>

(連絡先)

和歌山市障害者支援課

0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 6 0

事業所指定担当 (瀧、北尾、西中)